

新旧対照表

浦安市がん患者ウィッグ及び胸部補整具購入費の助成に関する規則（令和２年規則第31号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
<u>浦安市がん患者ウィッグ及び胸部補整具購入費等の助成に関する規則</u> （目的） 第1条 この規則は、がんの治療に伴う外見の変化を補うためのウィッグの購入及び借受け（以下「<u>購入等</u>」という。）に要する費用並びに補整下着、シリコンパッド等の胸部補整具の購入に要する費用の一部を助成することにより、がん患者の精神的及び経済的な負担を軽減するとともに、療養生活の質の向上を図り、もって就労継続等の社会生活を支援することを目的とする。 （助成金の額等） 第3条 助成金の額は、次の各号に掲げる助成の対象となる費用の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1）ウィッグの<u>購入等に要した費用</u>（付属品及びケア用品に係るものを除く。） 30,000 円又は実際に要した費用のうち、いずれか少ない方の額 （2）胸部補整具の<u>購入に要した費用</u> 20,000 円又は実際に要した費用のうち、いずれか少ない方の額 2 省 略 （助成の申請） 第4条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ウィッグの<u>購入等をした日</u>又は胸部補整具を購入した日の翌日から起算して1年以内に、<u>浦安市がん患者ウィッグ及び胸部補整具購入費等助成申請書</u>（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。 （1）省 略 （2）ウィッグの<u>購入等をした日付及び金額並びに</u>胸部補整具を購入した日付及び金額を証する書類 （3）省 略 （助成の決定） 第5条 市長は、前条の規定により助成の申請があったときは、その内容を審	<u>浦安市がん患者ウィッグ及び胸部補整具購入費の助成に関する規則</u> （目的） 第1条 この規則は、がんの治療に伴う外見の変化を補うためのウィッグ及び補整下着、シリコンパッド等の胸部補整具の購入に要する費用の一部を助成することにより、がん患者の精神的及び経済的な負担を軽減するとともに、療養生活の質の向上を図り、もって就労継続等の社会生活を支援することを目的とする。 （助成金の額等） 第3条 同 左 （1）ウィッグの<u>購入費用</u>（付属品及びケア用品に係るものを除く。） 30,000 円又は実際に要した費用のうち、いずれか少ない方の額 （2）胸部補整具の<u>購入費用</u> 20,000 円又は実際に要した費用のうち、いずれか少ない方の額 2 同 左 （助成の申請） 第4条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ウィッグ又は胸部補整具を購入した日の翌日から起算して1年以内に、<u>浦安市がん患者ウィッグ及び胸部補整具購入費助成申請書</u>（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。 （1）同 左 （2）ウィッグ<u>及び</u>胸部補整具を購入した日付及び金額を証する書類 （3）同 左 （助成の決定） 第5条 市長は、前条の規定により助成の申請があったときは、その内容を審

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
査し、助成の可否を決定し、その結果を、<u>浦安市がん患者ウィッグ及び胸部補整具購入費等助成決定通知書</u>（別記第２号様式）又は<u>浦安市がん患者ウィッグ及び胸部補整具購入費等助成却下決定通知書</u>（別記第３号様式）により、申請者に通知するものとする。 （補則） 第８条 この規則に定めるもののほか、ウィッグ及び<u>胸部補整具購入費等</u>の助成に関し必要な事項は、市長が別に定める。	査し、助成の可否を決定し、その結果を、<u>浦安市がん患者ウィッグ及び胸部補整具購入費助成決定通知書</u>（別記第２号様式）又は<u>浦安市がん患者ウィッグ及び胸部補整具購入費助成却下決定通知書</u>（別記第３号様式）により、申請者に通知するものとする。 （補則） 第８条 この規則に定めるもののほか、ウィッグ及び<u>胸部補整具購入費</u>の助成に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別 記

第1号様式（第4条）

浦安市がん患者ウィッグ及び胸部補整具購入費等助成申請書

年 月 日

（宛先）浦安市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

ウィッグ及び胸部補整具購入費等の助成を受けたいので、浦安市がん患者ウィッグ及び胸部補整具購入費等の助成に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて、申請します。

がんの治療状況	医療機関名	主治医名	治療方法
			手術・放射線・薬剤 その他（ ）
ウィッグ （購入・借受け）	購入年月日 年 月 日 借受け期間 自 年 月 日 至 年 月 日	購入に要した費用（税込） 円	ウィッグ助成申請額 円
胸部補整具 （購入）	購入年月日 年 月 日	購入に要した費用（税込） 円	胸部補整具助成申請額 円
本事業助成の有無	有 一応決定年月日（ 年 月 日）種類（ウィッグ・胸部補整具） 無	他の助成の有無 有 ・ 無	
振込先	金融機関名 銀行・信用金庫 信用組合 本店・支店 出張所	預金種別 普通 ・ 当座	
添付書類	(1) 治療方針計画書、抗がん剤治療同意書の写しその他がんの治療を受けていることを証する書類 (2) ウィッグの購入等をした日付及び金額並びに胸部補整具を購入した日付及び金額を証する書類		

別 記

第1号様式（第4条）

浦安市がん患者ウィッグ及び胸部補整具購入費等助成申請書

年 月 日

（宛先）浦安市長

申請者 住 所 浦安市
氏 名
電話番号 （ ）

ウィッグ及び胸部補整具購入費の助成を受けたいので、浦安市がん患者ウィッグ及び胸部補整具購入費の助成に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて、申請します。

がんの治療状況	医療機関名	主治医名	治療方法
			手術・放射線・薬剤 その他（ ）
ウィッグの購入	購入年月日 年 月 日	購入額（税込） 円	ウィッグ助成申請額 円
胸部補整具の購入	購入年月日 年 月 日	購入額（税込） 円	胸部補整具助成申請額 円
本事業助成の有無	有 一応決定年月日（ 年 月 日）種類（ウィッグ・胸部補整具） 無	他の助成の有無 有 ・ 無	
振込先	金融機関名 銀行・信用金庫 信用組合 本店・支店 出張所	預金種別 普通 ・ 当座	
添付書類	□ウィッグ及び胸部補整具を購入した日付及び金額の明細が分かる書類（領収書等） □がんの治療を受けていることを証明する書類の写し		

第2号様式（第5条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市がん患者ウィッグ及び胸部補整具購入費等助成決定通知書

年 月 日付けで申請のあったウィッグ及び胸部補整具購入費等
の助成について、浦安市がん患者ウィッグ及び胸部補整具購入費等の助成に
関する規則第5条の規定により、次のとおり決定したので、通知します。

助成決定額 1 ウィッグ購入等費用の助成 円
2 胸部補整具購入費用の助成 円

第2号様式（第5条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市がん患者ウィッグ及び胸部補整具購入費助成決定通知書

年 月 日付けで申請のあったウィッグ及び胸部補整具購
入費の助成について、浦安市がん患者ウィッグ及び胸部補整具購入費の助成
に関する規則第5条の規定により、次のとおり決定したので、通知します。

助成決定額 1 ウィッグ購入費の助成 円
2 胸部補整具購入費の助成 円

第3号様式（第5条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市がん患者ウィッグ及び胸部補整具購入費等助成却下決定通知書

年 月 日付けで申請のあったウィッグ及び胸部補整具購入費等の助成について、浦安市がん患者ウィッグ及び胸部補整具購入費等の助成に関する規則第5条の規定により、次の理由により却下決定したので、通知します。

却下理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して8か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して8か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第3号様式（第5条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市がん患者ウィッグ及び胸部補整具購入費等助成却下決定通知書

年 月 日付けで申請のあったウィッグ及び胸部補整具購入費の助成については、浦安市がん患者ウィッグ及び胸部補整具購入費の助成に関する規則第5条の規定により、次の理由により却下決定したので、通知します。

却下理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して8か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して8か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 この規則は、令和6年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 <u>(経過措置)</u> 2 改正後の浦安市がん患者ウィッグ及び胸部補整具購入費等の助成に関する規則の規定は、施行日以後にがん患者ウィッグ及び胸部補整具購入費等の申請をした者に係るがん患者ウィッグ及び胸部補整具購入費等の費用の助成について適用し、施行日前にがん患者ウィッグ及び胸部補整具購入費等の申請をした者に係るがん患者ウィッグ及び胸部補整具購入費等の費用の助成については、なお従前の例による。	